

令和4年 No4

○国立大学法人東京学芸大学組織運営規程等の一部を改正する規程の制定

改正理由

国立大学法人法（平成15年法律第112号）の一部改正に伴う学長選考会議の権限の追加に伴い、
所要の改正を行うものである。

承認経過

令和4年3月9日 役員会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学組織運営規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和4年3月10日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和4年規程第3号

国立大学法人東京学芸大学組織運営規程等の一部を改正する規程

次に掲げる規程の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）
- (2) 国立大学法人東京学芸大学役員規程（平成16年規程第31号）

国立大学法人東京学芸大学組織運営規程の一部改正について

改正理由：国立大学法人法（平成15年法律第112号）の一部改正に伴う学長選考会議の権限の追加に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>目次</p> <p>第1章 〔省略〕</p> <p>第2章 法人の組織</p> <p>第1節 役員（第5条）</p> <p>第2節 役員会，<u>学長選考・監察会議</u>，経営協議会，教育研究評議会，教育諮問会議及び大学戦略会議（第6条―第9条の3）</p> <p>第3節 職員（第10条）</p> <p>第3章～第5章 〔省略〕</p> <p>附則</p> <p>〔省略〕</p> <p>第2章 法人の組織</p> <p>第1節 役員</p> <p>〔省略〕</p> <p>第2節 役員会，<u>学長選考・監察会議</u>，経営協議会，教育研究評議会，教育諮問会議及び大学戦略会議（第6条―第9条の3）</p> <p>〔省略〕</p> <p>（<u>学長選考・監察会議</u>）</p> <p>第7条 本法人に，学長候補者の選考等を行う機関として，<u>学長選考・監察会議</u>を置く。</p> <p>2 <u>学長選考・監察会議</u>に関し必要な事項は，別に定める。</p> <p>〔省略〕</p> <p>附 則</p> <p><u>この規程は，令和4年4月1日から施行する。</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 〔省略〕</p> <p>第2章 法人の組織</p> <p>第1節 役員（第5条）</p> <p>第2節 役員会，<u>学長選考会議</u>，経営協議会，教育研究評議会，教育諮問会議及び大学戦略会議（第6条―第9条の3）</p> <p>第3節 職員（第10条）</p> <p>第3章～第5章 〔省略〕</p> <p>附則</p> <p>〔省略〕</p> <p>第2章 法人の組織</p> <p>第1節 役員</p> <p>〔省略〕</p> <p>第2節 役員会，<u>学長選考会議</u>，経営協議会，教育研究評議会，教育諮問会議及び大学戦略会議（第6条―第9条の3）</p> <p>〔省略〕</p> <p>（<u>学長選考会議</u>）</p> <p>第7条 本法人に，学長候補者の選考等を行う機関として，<u>学長選考会議</u>を置く。</p> <p>2 <u>学長選考会議</u>に関し必要な事項は，別に定める。</p> <p>〔省略〕</p>

国立大学法人東京学芸大学役員規程の一部改正について

改正理由：国立大学法人法（平成15年法律第112号）の一部改正に伴う学長選考会議の権限の追加に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>（学長の選考）</p> <p>第3条 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、本学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、<u>学長選考・監察会議</u>が選考する。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和4年4月1日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>（学長の選考）</p> <p>第3条 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、本学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、<u>学長選考会議</u>が選考する。</p> <p>〔省略〕</p>